

被害者等支援計画

2024年1月

岩手県北自動車株式会社

宮古遊覧船事業部

被害者等支援計画

1. 被害者等支援の基本的な方針

当社は、安全方針として「安全は全てに優先する」「安全なくして事業の繁栄、継続はあり得ない」を掲げて安全管理体制を推進し、輸送の安全を確保するために、全社一丸となって取り組んでいます。

しかし、万一人命に関わる重大な事故が発生した場合は、被害の拡大を防ぎ、人命の救助を第一に行動します。また、可能な限り速やかに事故の被害に遭われた方およびご家族等に寄り添い、ご要望に誠実に対応し、支援してまいります。

このような当社の基本的な方針に基づき、被害に遭われた方およびご家族等への支援について、次のとおり被害者等支援計画を策定し、実施してまいります。

2. 被害者等支援の基本的な実施内容

万一重大事故が発生した場合は、被害に遭われた方およびご家族等への支援を行うため、被害者等支援チームを設置します。

(1) 情報提供

①事故情報のご家族等への連絡

国土交通省、海上保安庁等関係機関と連携して、被害者の搬送先医療機関等から情報を収集し、可能な限りご家族等に提供するよう努めます。また、報道等により被害に遭われた方の氏名等が公表されている場合でも、当社からご家族等へあらためてご連絡するよう努めます。

②被害者等に関する情報の取り扱い

被害に遭われた方等に関する情報については、「個人情報保護に関する法律」(平成15年法律第57号)に基づき、適切に取り扱います。ご家族等が被害に遭われた方の情報を公開することを希望しない場合、そのご意向に沿った対応を行います。

③被害者等への継続的情報提供

事故に関する情報や原因、再発防止策等については、継続的な情報提供に努めます。

(2) 事故現場における対応

①ご家族等の事故現場等への案内

被害に遭われた方のご家族等が事故現場等へ移動、滞在する場合、その移動や宿泊等について支援に努めます。

②滞在中の支援

事故発生直後において、被害に遭われた方のご家族が事故現場で情報収集等の活動に当る場合、当該ご家族等からの要望に誠実に対応し、安否確認への付き添い、事故現場付近の待機場所、食料・飲料、宿泊等の手配などの支援を行います。

(3) 継続的な対応

①被害者等からの相談受付体制

被害に遭われた方およびご家族等からの相談への対応、必要な支援等については、支援窓口を中心に継続的に行います。

②被害者等に対するサポート

被害に遭われた方およびご家族等の希望を尊重しながら、必要な支援等を行います。

また、精神的なケア等、専門家が実施することが望ましい支援については、専門医やカウンセラー等の専門家と連携しながら実施していきます。

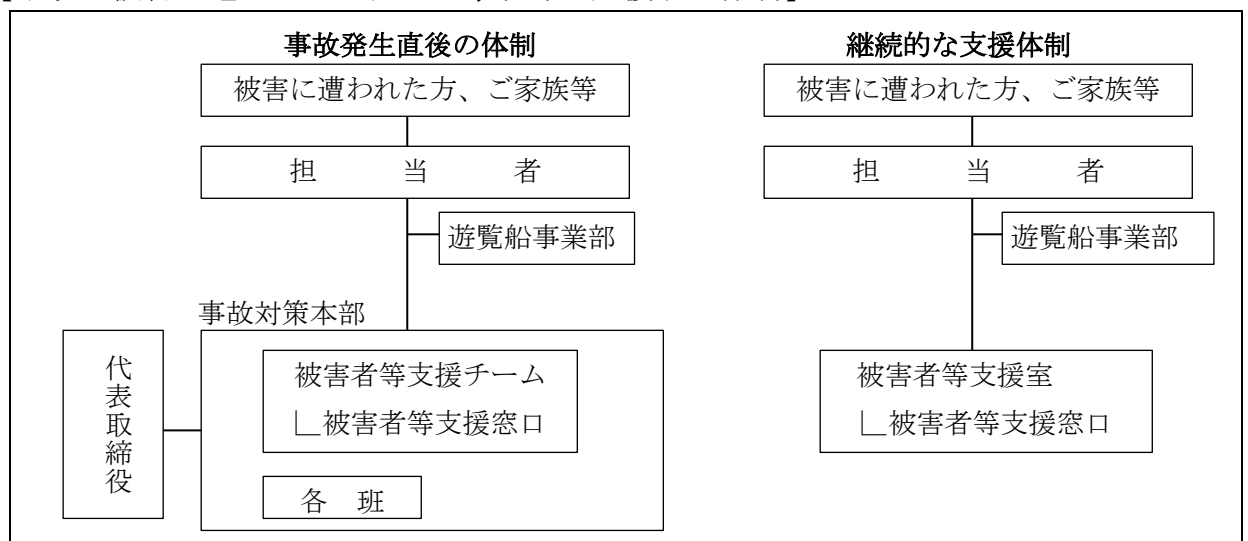
3. 被害者等支援の基本的な実施体制

(1) 対応組織の整備

重大事故が発生した場合、被害に遭われた方およびご家族等へ速やかに適切な支援を行えるよう体制を整備してまいります。

中長期的には、事故の被害、規模等に応じて、被害に遭われた方ごとに担当者を設置し、継続的な支援を実施します。

【事故の被害に遭われた方及びご家族等を支援する体制】



(2) 教育・研修・訓練等

被害に遭われた方およびご家族等への支援を適切に行うため、社員に対して必要な教育、研修、訓練等を実施します。

- ① 重大事故を想定して、訓練等を実施します。
- ② 国土交通省や海上保安庁、他の関係者などとも連携し、お客様の避難誘導や応急救護等の訓練を実施します。
- ③ 安全の重要性を理解し、安全確保の意識向上を図るための各種研修や職場内教育を実施します。
- ④ 社員に対して、被害に遭われた方およびご家族等に寄り添うことの重要性および支援を行うための教育を実施します。